

遺贈寄附に関する基本方針について

公益財団法人 山田科学振興財団

公益財団法人山田科学振興財団（以下「本財団」という。）は、次のとおり、遺贈による寄附の受け入れにかかる基本方針（以下「本方針」という。）を定める。

第1条（遺贈の受け入れ方針）

本財団は、自然科学分野における基礎研究の基盤醸成及び振興にかなうと認められる遺贈についてのみ、これを承認するものとする。

第2条（遺贈寄附の受け入れ対象）

- 1 本財団は、特定遺贈¹の方法による遺贈寄附に限り、これを受け入れる。
- 2 本財団は、特定寄附金²として使途が特定された遺贈寄附に限り、これを受け入れる。
- 3 本財団は、原則として、現金または預金の遺贈寄附のみ、これを受け入れる。有価証券、不動産、株式、骨董品などの動産は、遺言者または、遺贈者に代わって、遺言執行業務及び死後事務を行う者が、現金または預金に換価した場合に限り、これを受け入れる。ただし、本財団が、本財団の目的にかなうと認める場合には、現金または預金以外の遺贈寄附についても、これを受け入れる。
- 4 本財団は、遺留分³を侵害しない寄附のみ、これを受け入れる。
- 5 本財団は、民法第九百六十九条に定める方式に従って作成された遺言書による遺言に基づく遺贈寄附に限り、これを受け入れる。
- 6 本財団は、次の各号に定める事由をすべて満たした寄附に限り、これを受け入れる。
 - (1) 本財団の目的、事業活動の内容及び寄附金の使途にかかる事項を遺贈者が了解していること
 - (2) 寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと
 - (3) 遺贈者が、反社会的勢力またはこれに準ずるものにあたらないこと
 - (4) 寄附金を受けることによって本財団の活動に支障を来すおそれがないこと
 - (5) その他、本財団が寄附金を受けることが、社会通念上不適当であると認められる事情がないこと

¹ 例えば「現金 1000 万円を遺贈する」といったように、遺贈する財産の内容が特定されたもの。被相続人の借金や連帯債務は承継しない。一方、「包括遺贈」は、被相続人の財産だけでなく借金や連帯保証債務も承継する可能性がある。

² 使途が特定された寄附金をいう。「一般寄附金」は使途が特定されない寄附金をいう。

³ 相続財産のうち、民法 1042 条により遺言があっても奪う事のできない相続財産に対する一定の割合により計算される額（相続放棄等で相続権を失った場合を除く）。

第3条（生前の手続き）

- 1 本財団は、遺贈を希望する者がある場合、次の事項を説明するものとする。
 - (1) 本財団の趣旨・目的、本財団の活動内容、寄附金の使途その他、希望者が、本財団への遺贈による寄附をなすか否かの意思決定をするために必要な事項
 - (2) 本方針第2条各項に定める、本財団における遺贈寄附の受け入れ基準にかかる事項
- 2 本財団は、遺贈を希望する者が遺言書を作成したときは、その内容及び、同人が定めた使途について、同人に確認するものとする。

第4条（死亡後の手続き）

- 1 本財団は、遺贈者が死亡したときは、遺言書を確認し、遺贈による寄附が、第2条各項の要件を満たすものであるかを確認する。
- 2 本財団は、遺贈による寄附が、第2条各項の要件を満たさないと判断したときは、当該遺贈による寄附を放棄するものとする。
- 3 本財団は、遺贈による寄附が、第2条各項の要件を満たすと判断したときは、当該遺贈による寄附を承認するものとし、遺贈者の親族その他の適切な送付先に対して、お礼状を送付するよう努める。
- 4 本財団は、第2条各項の要件に該当するか否かについて、判断をすることが困難である場合には、弁護士その他の専門家に対して、その見解を照会するものとする。

以上